

盛土規制法に係る規制区域及び許可等公表マップ利用規定
(Google Maps マイマップ機能利用)

(目的)

第1条 佐世保市情報資産取扱要綱第93条の2（外部サービスの利用）に基づき、GoogleMapsのマイマップ機能を用いた宅地造成及び特定盛土等規制法（通称、盛土規制法。以下「法」という。）に係る規制区域及び許可等公表マップ（以下、「マップ」という。）に掲載する情報の取扱いについて定めるものである。

(マップの管理)

第2条 佐世保市都市整備部あんしん建築課開発サポート室（以下、「佐世保市開発サポート室」という。）は、マップを作成し、管理運営するものとする。

(マップの対象とする区域)

第3条 マップの対象とする区域は、佐世保市内全域とする。

(マップに掲載する情報の範囲)

第4条 マップに掲載する情報は、次の各号のとおりとする。

- 一 法第10条及び法第26条により宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域に指定した土地の区域（以下、「規制区域」という。）
- 二 法第12条、第16条、第30条、第35条の許可及び法第21条、第27条、第28条、第40条の届出にかかる公表事項

(マップの公開)

第5条 マップは、佐世保市開発サポート室のホームページにURLを掲載する等により、一般に公開するものとする。

(マップへの情報の掲載及び更新)

第6条 情報のマップへの掲載及び更新は、次の各号のとおりとする。

- 一 第4条第一号に掲げる事項
規制区域に変更があったときは、佐世保市開発サポート室が適宜更新するものとする。
- 二 第4条第二号に掲げる事項
佐世保市開発サポート室は、第4条第二号の許可又は届出を受理したときは、別表1に掲げる事項をマップに掲載するものとし、適宜更新するものとする。

(公表情報の照会先)

第7条 公表情報の疑義にかかる照会先は、次の各号のとおりとする。

- 一 第4条に係る事項については、佐世保市開発サポート室とする。

(遵守事項)

第8条 マップを利用したことで、利用者は次の各号に了承したものとする。

- 一 GoogleMaps の利用については、GoogleMaps 利用規約に従うものとする。
- 二 GoogleMaps のサービス停止等の理由により、予告なしにマップの運用が停止すること。
- 三 許可等データの詳細について確認を得る際は、佐世保市開発サポート室に問い合わせること。
- 四 マップの利用者は、第4条各号に係る事項の改変を行ってはならない。
- 五 マップに登載された情報を利用する際は、その出典を明らかにすること。

(メンテナンス作業等)

第9条 佐世保市開発サポート室は、利便性向上その他の理由により、予告なしにマップのメンテナンス作業等を行うことがある。

(免責事項)

第10条 マップの利用により利用者に生じた直接又は間接の損失、損害等について、佐世保市開発サポート室は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この利用規定に定めのない事項や疑義については、佐世保市開発サポート室において対応する。

附則

- 1 この規定は、令和8年 8月24日から施行する。

附則

- 1 この規定は、令和8年10月 1日から施行する。

別表 1

項番	掲載事項	備考
1	工事主の氏名又は名称	
2	工事が施行される土地の所在地	
3	工事が施行される土地の位置図	
4	工事の許可年月日又は届出年月日	
5	許可番号	許可のみ
6	工事施行者の氏名又は名称	
7	工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日	
8	盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ	
9	盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積	
10	盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量	
11	その他	